

## 第一百三十二回

## 参議院地方分権及び規制緩和に関する特別委員会会議録第五号

平成七年四月二十四日(月曜日)

午後三時二十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長  
理 事

小林 正君

政府委員

國務大臣  
(國務大臣) 山口 鶴男君  
自治大臣 野中 広務君事務局側  
常任委員会専門員 佐藤 勝君

佐藤 勝君

本日の会議に付した案件

○ 地方分権推進法案(内閣提出、衆議院送付)  
○ 地方分権の推進及び規制緩和に関する調査  
(規制緩和推進計画に関する件)

○ 委員長(小林正君) ただいまから地方分権及び規制緩和に関する特別委員会を開会いたします。地方分権推進法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。山

井 口 総務庁長官。

岩崎 昭弥君

○ 国務大臣(山口鶴男君) ただいま議題となりました。地方分権推進法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国民がより豊かさを感じできる個性豊かで

活力に満ちた地域社会の実現が求められておりま

す。今日、地方公共団体がその実情に沿った個性あ

ふれる行政を展開することができるように、その

自主性及び自立性を高めていくため、地方分権の

推進が不可欠であります。

このため、政府は、地方分権の推進を当面の重

要課題の一つとして位置づけ、各方面的御意見を踏まえつつ、昨年十二月二十五日に地方分権の

推進に関する大綱方針」を閣議決定いたしました。

た。本法律案は、この大綱方針の基本的方向に

衆議院議員

地方分権に関する特別委員長代

山本 拓君

斎藤 文夫君  
服部 三男雄君  
山口 哲夫君  
渡辺 四郎君  
勝木 健司君  
石井 道子君  
上野 公成君  
沓掛 哲男君  
野沢 太三君  
溝手 顕正君  
宮崎 秀樹君  
吉村剛太郎君  
今井 澄君  
岩崎 昭弥君  
佐藤 三吾君  
竹村 泰子君  
峰崎 直樹君  
鶴岡 航君  
広中和歌子君  
小島 慶三君  
星川 春子君  
吉川 保松君  
統 訓弘君

沿って取りまとめ、ここに提案申し上げる次第でございます。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一は、地方分権の推進に関する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務であります。

地方分権の推進は、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものといたしております。

また、国及び地方公共団体の責務につきましては、所要の規定を設けております。

第二は、地方分権の推進に関する基本方針であります。

地方分権の推進は、国においては国際社会における国家としての存立にかかる事務など国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体においては地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うことを旨として行われるものといたしております。

また、地方分権の推進に関する施策として、国は、地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、地方公共団体に対する国の関与、必置規制、機関委任事務、補助金等の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものといたしております。

また、地方分権の推進に関する施策として、国は、地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、地方公共団体に対する国の関与、必置規制、機関委任事務、補助金等の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。この法律案につきましては、衆議院において修正が行われたところでございました。

なお、この法律は、政令で定める施行の日から起算して五年を経過した日にその効力を失うことといたしております。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同ください

このほか、国は地方税財源の充実確保を、また、地方公共団体はその行政体制の整備確立を図るものといたしております。

第三は、地方分権推進計画であります。

政府は、地方分権の推進に関する基本方針に即して地方分権推進計画を作成し、当該計画を国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならないことといたしております。

○ 衆議院議員(山本拓君) ただいま議題となりました。本法律案は、この大綱方針の基本的方向に

第四は、地方分権推進委員会であります。

委員会は、地方分権推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告するとともに、同計画に基づき内閣総理大臣に必要な意見を述べることを任務としており、委員会の勧告または意見につきましては、内閣総理大臣はこれを尊重しなければならないことといたしております。

委員会は、すぐれた識見を有する者たちから両議院の御同意を得て内閣総理大臣が任命する委員七人をもつて組織することとともに、委員会の事務を処理させるための事務局を置くことといたしております。

また、委員会は、行政機関及び地方公共団体の長に対して資料の提出、意見の開陳、説明その他の

必要な協力を求めることができることとしているほか、特に必要があると認めるときは、みずから行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査することができるなどといたしております。

なお、この法律は、政令で定める施行の日から起算して五年を経過した日にその効力を失うことといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。この法律案につきましては、衆議院において修正が行われたところでございました。

なお、この法律は、政令で定める施行の日から起算して五年を経過した日にその効力を失うことといたしております。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同ください

このほか、国は地方税財源の充実確保を、また、地方公共団体はその行政体制の整備確立を図るものといたしております。

○ 委員長(小林正君) 次に、本案の衆議院における修正部分について、衆議院地方分権に関する特別委員長代理山本拓君から説明を聴取いたしました。

○ 衆議院議員(山本拓君) ただいま議題となりました。本法律案は、この大綱方針の基本的方向に

げます。

第一に、地方分権の推進に関する国の施策に関する修正についてあります。

政府原案では、国は、「国と地方公共団体との役割分担の在り方に即して、地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、地方公共団体に対する國の関与、位置規制、地方公共団体の執行機関が國の機関として行う事務及び地方公共団体に對する國の負担金、補助金等の支出金の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるもの」とされています。

この修正では、地方分権の推進に当たっては、地方公共団体の自主性、自立性を確保する必要があることにかんがみ、地方分権の推進に関する國の施策として講じられるこれらの「整理及び合理化その他の所要の措置」は、「地方自治の確立」を図る観点からの整理及び合理化その他所要の措置」とすることとしております。

なお、この修正の趣旨には、機関委任事務制度の廃止について具体的な結論が得られる場合にはこれを廢止することを含むものであり、政府側もその旨を確認しております。

第二は、地方分権推進委員会の勧告等についての修正であります。

政府原案では、政府が作成する地方分権推進計画の案は内閣総理大臣が作成することとされており、内閣総理大臣は、地方分権推進計画の作成のための具体的な指針に関する地方分権推進委員会の勧告を尊重しなければならないこととされております。

この修正では、地方分権推進計画の作成に当たり、その指針が持つ重要性にかんがみ、内閣総理大臣は、地方分権推進委員会から地方分権推進計画の作成のための具体的な指針の勧告を受けたときは、「これを国会に報告するものとする」といたしております。

以上が衆議院における修正の理由とその内容であります。

○委員長(小林正君) 以上で趣旨説明及び衆議院

における修正部分の説明の聽取は終わりました。本案に対する質疑はこれを後日に譲ることとする修正についてあります。

本案に対する質疑はこれを後日に譲ることとする修正についてあります。

また、具体的な緩和措置といったしまして、国民生活の質の向上、内需の拡大、輸入の促進や国民負担の軽減などを図る観点から、「住宅・土地等関係」を初めとして、十一分野にわたり一千を超える事項を盛り込んでおります。その際、極力、規制緩和の推進計画について、政府から説明を聴取いたします。

○委員長(小林正君) 次に、地方分権の推進及び規制緩和に関する調査を議題といたします。

規制緩和推進計画について、政府から説明を聴取いたします。

○国務大臣(山口鶴男君) 規制緩和の推進につきましては、内閣の最重要課題の一つとして取り組んでまいりましたが、去る三月三十一日に「規制緩和推進計画について」を閣議決定いたしました。

本計画は、規制緩和に関する内外からの意見、要望、行政改革推進本部に設置されました規制緩和検討委員会の意見報告を踏まえまして、政府が推進すべき規制緩和方策等について定めたものであります。

本計画は、規制緩和に関する内外からの意見、要望等を踏まえ、さらに規制緩和の推進に積極的に取り組んでまいり所存でござります。

委員長を初め、理事、委員の皆様の格段の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げる次第であります。

○委員長(小林正君) 局長から、補足的に説明させます。

今後は、本計画を着実に実施するとともに、内外の意見、要望等を踏まえ、さらに規制緩和の推進に積極的に取り組んでまいり所存でござります。

本計画は、規制緩和に関する内外からの意見、要望等を踏まえ、さらに規制緩和の推進に積極的に取り組んでまいり所存でござります。

委員長を初め、理事、委員の皆様の格段の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げる次第であります。

○委員長(小林正君) 陶山総務庁行政管理局長。

本計画は、計画全般の考え方などを記述した本文と、個別の規制緩和措置事項を記述した別紙により構成しております。

本文では、規制緩和の目的として、消費者の多様なニーズに対応した選択の幅の拡大、内外価格差の縮小等による国民生活の質の向上を目指すこと、内需の拡大や輸入の促進、事業機会の拡大等を図り、対外経済摩擦の解消等に資することと民負担の軽減、行政事務の簡素化を図ること等を掲げるとともに、「住宅・土地関係」「情報・通信関係」などの主要行政分野別に今後の規制緩和に取り組む観点を挙げております。

特に、本計画では、計画策定後も規制緩和に継続的に取り組んでいくことといたしまして、内外からの意見、要望、行政改革委員会の監視結果等

を公表する、行政改革委員会において所要の体制を整備し、政府への提言機能を十分に発揮をしてい

ただく、行政監察機能を積極的に活用するな

ど、計画の見直し、改定のシステムを明らかにい

ります。

別紙につきましては、具体的な緩和措置として

また、先ほどの大臣の御説明にもありましたように、今後も規制緩和に継続的に取り組んでいくこととし、特にこのための規制緩和の見直し、改定のシステムを明らかにいたします。

具体的には、計画は、内外からの意見、要望、受付窓口を設置することとしております。

また、行政改革委員会において所要の体制を整備し、政府への提言機能を十分に発揮していくこととしたほか、フォローアップを充実するた

め、行政監察機能の積極的な活用を図ることとしております。

各省庁においては、計画を推進し、見直すための体制を整備することとともに、内外の意見、要望の受付窓口を設置することとしております。

また、行政改革委員会において所要の体制を整備し、政府への提言機能を十分に発揮していくこととしたほか、フォローアップを充実するた

め、行政監察機能の積極的な活用を図ることとしております。

このようにして改定作業を行った結果、意見、要望に対し、現行の制度、運用を維持することとなつたものについては、その必要性、根柢等を明確化することとしております。

規制緩和白書も毎年度作成することとしております。

また、規制の新設審査や新設された規制の見直し等のシステムを明記することとともに、規制緩和に関する広報、啓発活動を積極的に進めることとしております。

競争政策については、独占禁止法適用除外ルール等制度、再販売価格維持制度、持ち株会社問題などについて今後の計画を明らかにしたほか、

公正取引委員会の組織、人員等の面での体制の強化を明記しております。

なお、現在外国政府との交渉に係る案件につい

ては、交渉がまとまり次第早期に措置することとし、また地方公共団体に対しても、規制の見直しが進められることの期待を述べております。

別紙につきましては、具体的な緩和措置として

「住宅・土地等関係」、「情報・通信関係」など、十分野にわたる一千九十一事項を盛り込んでおります。この中には、これまで閣議決定した方策について内容の具体化や実施時期の明確化などを行つたもの約三百七十事項のほか、新規事項を約七百二十事項盛り込んでおります。

個別事項の記述に当たっては、内容を具体的に記述するとともに、実施時期や実施までのプロセスを極力明らかにするよういたしております。

具体的に、主なものを御紹介いたしますと、「住宅・土地等関係」では、豊かさを実感できる住生活の実現に向け、土地の有効利用、良質な住宅宅地の供給促進、住宅建設コストの低減等を図るために、関係諸規制の緩和等を進めることとし、具体的には、住居系用途地域において、幅員が一定以上の道路に面する建築物について道路斜線制限を緩和すること、住宅の増改築によるホームエレベーターの設置に係る個別認定を一般認定化し手続の簡素化を図ること、河川立体区域制度の創設により河川上部空間の建築制限を緩和することなど、八十六事項の緩和等を行つこととしております。

「情報・通信関係」では、技術革新の急速な進展と利用可能性の拡大等に対応し、社会全般にわたり情報化の推進、新規事業の創出等のため、関係諸規制の緩和等を進めることとし、具体的には、第一種電気通信事業の認可対象とする料金の範囲を見直し、国民生活、国民経済にかかわりの深い基本的な料金以外は事前届け出制とすること、音声系の専用線と公衆網の接続を段階的に可能とすること、国際VANサービスにおける音声サービスについて段階的に可能とすることなど、五十三事項の緩和等を行つこととしております。

「流通等関係」及び「運輸関係」では、真に豊かな国民生活と内外の変化に対応した経済構造の実現に向け、事業機会の拡大、新規事業の創出や内外価格差の縮小等による消費者利益の向上を目指すとともに、物流コストの低減、旅客輸送サービスの向上、国際輸送の競争力の確保等を目指す観点

体的には、塙専売制を原則三年以内に廃止することと、新食糧法に基づく米の流通制度を改革することと、トラック事業について経済実態等に対応して行つたもの約三百七十事項のほか、新規事項を約七百二十事項盛り込んでおります。

個別事項の記述に当たっては、内容を具体的に記述するとともに、実施時期や実施までのプロセスを極力明らかにするよういたしております。

具体的に、主なものを御紹介いたしますと、「住宅・土地等関係」では、豊かさを実感できる住生活の実現に向け、土地の有効利用、良質な住宅宅地の供給促進、住宅建設コストの低減等を図るために、関係諸規制の緩和等を進めることとし、具体的には、住居系用途地域において、幅員が一定以上の道路に面する建築物について道路斜線制限を緩和すること、住宅の増改築によるホームエレベーターの設置に係る個別認定を一般認定化し手続の簡素化を図ること、河川立体区域制度の創設により河川上部空間の建築制限を緩和することなど、八十六事項の緩和等を行つこととしておりま

「基準・認証・輸入等関係」では、国際的に開かれた経済社会を実現するため、規格・基準の国際化及び相互承認制度の導入を図るなど基本的・認証等制度の見直しを進め、また、輸入手続の一層の簡素化、迅速化を推進することとし、具體的には、日本工業規格、日本農林規格の国際規格への一層の整合化を図ること、化粧品の並行輸入手続を簡素化すること、航空貨物について到着即時輸入許可制度を導入すること、輸出検査法を廃止することなど、二百四十事項の緩和等を行つこととしております。

「金融・証券・保険関係」では、市場の活性化を図ることとともに、利用者ニーズにこたえる新しい商品、サービスの提供や新たな業務への展開を促進する等のため、関係諸規制の緩和等を進めることとし、具体的には、固定金利型定期預金の預け入れ期間の上限制限を廃止すること、保険プロ

トと、社会福祉法人の資産要件に係る規制を緩和することとし、社会福祉法人による国際仲裁代理を自由化することなど、規制緩和を行うこととしております。

以上、規制緩和推進計画の概要を御説明申し上げました。

なお、本計画策定に当たり、内外の団体等から意見、要望をいただきましたが、措置困難なもの、誤解に基づくものなどのため、現行の制度、運用を維持すべきものであるとするものについては、三月十日までに各省庁で中間的に公表しました。

これら意見、要望のうち、措置困難等として本計画に盛り込めなかつたものについては、計画策定後の最終的な整理として、今月末までに各省庁

から、関係諸規制の緩和等を進めることとし、具

体的には、塙専売制を原則三年以内に廃止することと、新食糧法に基づく米の流通制度を改革することと、トラック事業について経済実態等に対応して行つたもの約三百七十事項のほか、新規事項を約七百二十事項盛り込んでおります。

「雇用・労働関係」では、労働者の福祉や雇用の安定を図りつつ、経済の活性化や国際的調和を推進する観点から、関係諸規制の緩和等を進めることとし、具体的には、労働者派遣事業の適用対象業界について中央職業安定審議会の審議を踏まえ

て見直すこと、社内預金の下限利率について市場金利の実勢を考慮した設定方式とすることなど、三十事項の緩和等を行つこととしております。

○委員長(小林正君)

以上で説明の聽取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十九分散会

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

#### 一、地方分権推進法案

(小字は修正)

#### 地方分権推進法案

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

#### 二、地方分権推進法案

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

#### 三、地方分権推進計画(第八条)

四月二十四日本委員会(第九条—第十七条)に左の案件が付託された。

#### 四、附則

#### 第一章 総則(第一条—第三条)

#### 第二章 地方分権の推進に関する基本方針(第四条—第七条)

#### 第三章 地方分権推進計画(第八条)

#### 第四章 地方分権推進委員会(第九条—第十七条)

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

#### 五、附則

#### 第一章 総則(第一条—第三条)

#### 第二章 地方分権の推進に関する基本方針(第四条—第七条)

#### 第三章 地方分権推進計画(第八条)

#### 第四章 地方分権推進委員会(第九条—第十七条)

#### 第五章 地方分権の推進に関する基本方針(第八条)

#### 第六章 地方分権推進計画(第八条)

#### 第七章 地方分権推進委員会(第九条—第十七条)

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条に定める地方分権の推進に関する基本理念にのっとり、地方分権の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、國の地方分権の推進に関する施策の推進に呼応し、及び並行して、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。

3 國及び地方公共団体は、地方分権の推進に伴い、國及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

#### (国と地方公共団体との役割分担)

第四条 地方分権の推進は、國においては国際社会における国家としての存立にかかる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の國が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体においては住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体においては、國の委託による行政の処理するとの観点から地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うべきことを旨として、行われるものとする。

#### (地方分権の推進に関する國の施策)

第五条 國は、前条に定める國と地方公共団体との役割分担の在り方に即して、地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、地方公共団体に対する國の関与(地方公共団体又はその機関の事務の処理又は管理及び執行に関するもの)、國の行政機関が、地方公共団体又はその機関に対し許可、認可等の処分、届出の受理その他これらに類する一定の行為を行うことをいう。)必置規制(國が、地方公共団体に対し、地方公共団体の行政機関若しくは施設、特別の資格若

しくは職名を有する職員又は附属機関を設置しなければならないものとすることをいう。)、地方公共団体の執行機関が國の機関として行う事務及び地方公共団体に対する國の負担金、補助金等の支出金の○地方自治の確立を図る観点からの整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。

(地方税財源の充実確保)

#### (第六条 國は、地方公共団体が事務及び事業を主的かつ自立的に執行できるよう、國と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るものとする。

#### (第七条 地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保と透明性の向上及び住民参加の充実のための措置その他必要な措置を講ずることにより、地方分権の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする。

#### (第八条 政府は、地方分権の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、前章に定める地方分権の推進に関する基本方針に即し、講すべき必要な法制上又は財政上の措置その他措置を定めた地方分権推進計画を作成しなければならない。

#### (第九条 総理府に、地方分権推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

#### (設置)

#### (第十条 委員会は、この法律に定める地方分権の推進に関する基本的事項について調査審議し、

#### (第十四条 委員長は、委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

#### (第十五条 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

#### (第十六条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

#### (第十七条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

(所掌事務)

第十一条 委員会は、この法律に定める地方分権の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づいて、第八条に定める地方分権推進計画の作成のため具体的な指針を内閣総理大臣に勧告する。

六 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

七 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第十二条 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

第十三条 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第十四条 委員長は、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

第十五条 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員会にこれを調査させることができる。

第十七条 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員会にこれを調査させることができる。

第十八条 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員会にこれを調査させることができる。

第十九条 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員会にこれを調査させることができる。

第二十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員会にこれを調査させることができる。

第二十一条 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員会にこれを調査させることができる。

第二十二条 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員会にこれを調査させることができる。

第二十三条 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員会にこれを調査させることができる。

第二十四条 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員会にこれを調査させることができる。

第二十五条 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員会にこれを調査させることができる。

第二十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員会にこれを調査させることができる。

第二十七条 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員会にこれを調査させることができる。

第二十八条 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員会にこれを調査させることができる。

第二十九条 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員会にこれを調査させることができる。

第三十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員会にこれを調査させることができる。

第三十一条 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員会にこれを調査させることができる。

第三十二条 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員会にこれを調査させることができる。

第三十三条 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員会にこれを調査させることができる。

(政令への委任)

第三十四条 委員会は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めたとき、又は委員に

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十三条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の八の次に次の一号を加える。

十九の九 地方分権推進委員会の委員

(この法律の失效)

3 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。





平成七年五月一日印刷

平成七年五月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A